

會津漆器雜考

## 緒言

我会津の漆器は、若松の最大の産額を有するものである。かく最大の産額をなすに至つたには過程がなければならぬ。余が、先考茲に見る所あつて材料と記述を集めたが業半ばで没したので、爾餘十幾年之を篋底するに忍びないので、其集めたるものを主として之れに補足して、昨年新会津紙上に約四十日間に涉つて掲載した所のもので、漆器史とするには餘りに貧弱であるので標題の如く、雜考として之れを纂し、識者の誤正と確實なる資料の蒐集とを俟つて、会津漆器史の大成を期したのである。その前程参考として茲に之れを公表する次第であります。

昭和三年三月

榊松園閑亭にて

三度御大典御用盃御下命の報に欣喜して

杏所山人 新城 貞

—— 会津漆器雜考目次 ——

一、漆器の事	一
二、漆器由緒の事	二
1 漆樹栽培の奨励	
2 漆器の改良	
三、明治以後の会津漆器	九
四、会津木盃史	一一
五、生産額	一五
六、最近の現状	一七
七、改良の事績	一九
八、金箔	二〇
九、工人	二〇
一〇、衣箱	二三
一一、会津漆器功勞者	二四

# 会津漆器雑考

## 杏所山人

### 一、漆の事

漆器が何故この地に発達したかと考えて見ると先づ漆の木が沢山あつたが為め出来たと直に考へ得るのである。然らば其漆の木が自然木で沢山あつたかと云うに決してそうではない古昔から漆器は日本特産として朝廷先づ之が保護政策を取られたので上を習う下の理由で各藩亦夫の保護に任じた為である。然らば如何なる風で保護せられたかと云うと史蹟にあるのは上杉氏が越後から会津に移封せられた時、漆木が根本であると云うので慶長四年令を下した。漆樹の自由伐採を禁じ専ら漆樹の栽培を奨励し藩吏をした領内の漆樹の数を調査せしめた所十九萬八千六百二十四本あつたと云う事である。

加藤氏の代となり益々之が保護栽培に鋭意したので漆樹の数二十萬三千餘本（寛永十六年）同十八年には二十六萬一千二百本となつた。この漆樹から採いた漆は寛永十年から漆木一本より漆一勺づゝ相納むべしと定役に仰せ付られたので漆を掻かぬ年は代金で

納める事に定められた。

以来御郡中源木の調査高を上げれば

- 一、九十萬四千本 承応三己年
- 一、七十萬二千本 寛文十戌年
- 一、五十四萬六千本 元禄十一寅年
- 一、百萬四千本 同十五年午
- 一、百三十三萬千本 宝永三戌年
- 一、百五十八萬五千本 正徳元卯年
- 一、百五十六萬千本 享保十一年年
- 一、百七十五萬本 元文三午年
- 一、百八十八萬九千本 宝保二戌年

等である。

上述の如く漆木の調査簿籍を作り民間に新に漆樹を栽培するものには相當の賞を与えて之を奨まし私有の漆木でも恣に之を伐採することを禁じ樹の幹の大小に依り播漆の量も制限して一方播殺しを禁じたのである故に良質の漆樹益々繁茂して漆器の名声を博するに至つたのである。

享保十二年の御布令左の如し

- 一、漆の儀時分を不違五人組の内立合木之下痛めぬ様に攝取可致上納候漆に混物仕間敷候且前々申付候通蠟漆の儀は堅く御停止候間少分たりも相對を以て売買仕間敷候若敷義有之候其漆の出所不明に候はゞ吃度相札可事

## 二、漆器由緒の事

漆器と云うても最初に出来たものは先づ食器であります即ち碗類の如きものは会津建國(佐原氏)以来あつた事ではあるが何時何処で初まつたか云う事は明らかでない。文書によれば芦名氏会津を領して以来稍専門的に塗物を作つた様に見受けられて、殊に芦名盛高の文龜年間に輦轡挽木地で櫛、盆、火鉢の様なものも製造したとあるから既に此時代木地挽を業としたものがあつた事を伺い知るのである。即ち平家の落武者南台津の山中に隠れてこの業を始めたのによつと称せられる。

併しながら塗物と称して恥かしくないもの、生産は蒲生氏郷入国以来でなければならぬ。即ち蒲生氏郷会津に封ぜられた際故国近江日野碗製法を輸入したからである。

近江国愛智郡畠村から吉川和泉守始め四十六人を引連れ来り若松小荒井、喜多方に分住せしめて其業に就かしめ地方の子弟に之が製法を伝習せしめたのである。若松では文祿元年大町三ノ堅東北角に間口六間奥行十五間の総二階建を作り多数の職工の伝習所となし是を塗大屋敷と稱した。

それから上杉、加藤、何れも漆器に就き其意を用いたのである。就中加藤時代に海東五兵衛氏は市内大和町に住して其製品全部を江戸へ輸出したこれ我漆器の国外輸出の嚆矢である其工場の如き間口四十間奥行二十間と云う大建物で其中に使役した職工の数も

今から略想像の出来る位盛大なものであつた。其後は保科氏の入国となり其天明二年田中文幸の産業政策の随一として漆器に一大革命を促がしたのである。

### 漆器の変遷

漆木の増殖は前述の通り生産を増す原動力であるから何人ど誰とも先づ之に其手を着けねばならぬ文幸も茲に見る所あつて、大に其保護政策を強行したのであつた。是迄にも塗物は大分進歩して居つたのであるが未だ完全したものでなかつたので京都から木村藤藏なる人を招き本場の蒔絵法を伝習せしめたのである。それと同時に金粉、金箔の製法も習はしめた。

享保二年七月四日玄宰幕府の勘定奉行中川飛彈守に交渉し若松漆器を長崎在留の支那及和蘭商人に販売を試みたのであつた是れ外国輸出の嚆矢である。

其後引続き少しづつ、輸出はあつたなれど目立つ程の事はなかつたが幕末に当り長崎の人参貿易商人安達仁十郎と云う人会津と長崎を往復中長手盆その他の蒔絵物を持ち帰り輸出し好評を博した。この時の塗師は碓屋佐平、蒔絵師は宮森新吉であつた。次で明治二年片田屋佐藏と云う人横浜に甲冑売込中漆器の有産である事を知り徐々と輸出品を製し漸次盛大となり我々漆器の輸出復活するに至つた。

三年秋惣輪師星直藏と云う人片田屋に倣い輸出を計画し当時為替方であつた津川の平田次八氏の後援で輸出を開始し一時全盛を

極めたが之の利益であるを知つて一時に多数の輸出商を出し競争

激発に陥つて其全盛を一期として又輸出の杜絶を見るに至つたのである。こうして明治の時世に入り漆器が今日迄幾變遷を重ねたのである。

次に喜多方の沿革について少々書いて見ましよう矢張芦名以前には史蹟を尋ね難いのであります芦名義広の臣佐瀬種常其家形を喜多方に構いたに始まり地方に漆樹があるので塚原に椀類の製造を命じたので漸次幼稚な製作が出来出したのである。天正十八年(今を去る三百六十年)蒲生公が移封せられ前述の塗師連を引連れて伎に工場を建て、漸く漆器の体を為したのである。

寛永十九年保科正之公会津に封ぜられ以来漆器奉行其他の職制を設けて之を督助せられたので漸次其発達を助成せられた。其塗師数は小荒井三十一本、清次袋十二本、塚原十七本、高吉八本、太郎丸三本合計六十九本あるに至つたと書いてあります。

古文書の面白い部分を抜萃して見れば

### 漆正味改め役の事

小荒井村長次兵衛民衛門と申者共漆正味改役之者に申付置候処右之儀は習熟の上に無之而は不相勤候間長次兵衛伴奉助民衛門伴幸八と申者共兼而入柄も宜敷者に候間漆正味改見習親不動之節は肩替をも致候様に被仰付被下度旨神山六太夫申出候に付吟味の上右奉助幸八と申者に正味改見習申付候云々

文政三辰年九月

### 御代官所 郡役所

右の通り上納漆の品位改めも嚴重であつた事は明らかであります漆器就中椀類は喜多方が重産地であつたので若松では喜多方椀間屋として指定せられて居つた人は

博旁町 甚之丞 七日町 折笠弥右衛門

七日町 吉川又三郎 七日町 深谷伊作

寛延元年辰十一月右問屋四家近来不景氣にて差引々替金思はしからず塗師渡世上困難の故を以て新に問屋一二軒仰付けられ度旨喜多方塗師一統より出願したので甚之丞又三郎両家へは取引を中止するに至つた。

右に付同年十二月十四日若松問屋へ北方より塗物持参の節は晝夜に限らず現金滞りなく受取可致旨其筋より達せられた。

次に安永四年五月折笠、深谷二問屋事、近來家計困難に及び引替金は勿論調儀も難き有様に立至つたので塗師共困難の趣を以て小荒井長次兵衛に被仰付度旨本人及塗師一統から申立たので官も之に同情して同年十月から長次兵衛に椀問屋仰付けらるるに至つた。

こゝに椀問屋は北方に移つて、安政六未年十一月には北方塗物買上場に小野寺弥次兵衛と長次兵衛の両人が任命せられたわけである。当時喜多方から若松への出荷は重に椀類で其額は寛延年度は四千両であつた。

前述の不景氣でなかつた時代には一年八千両以上に上つたのであ

る。

次に木地間屋の事

喜多方の山間地方一帯概木地豊富であつたので一時は非常な産額を有した所である

木地間屋

寛永五年より 小荒井五兵衛

元文二年より 助之丞 伝 六

天正十年より 小田付太郎左衛門 太左衛門 五十嵐萬吉

享保年間より 甚兵衛

等であつたが始めは手近の山から伐り出したが追々深く入り木曾一ノ戸山川入に引出し木が不足になるや檜原小子沢に引移つたこの年額二千三挽であつた。又木不足になり高森へ引移り追々南へと引移つたのである。重複する様ではあるが塗箒数丈けを述べたがこの世帯名を記して見るのも亦興がありますから次下記述します。

喜多方塗師 職方家塗箒御改(元禄十六年癸未)

◇小荒井村人別

与十郎	伊兵衛	次郎左衛門	作四郎	助三郎
助右衛門	甚五郎	藤兵衛	半三郎	勘左衛門
喜太郎	甚左衛門	治左衛門	八兵衛	九郎兵衛
十兵衛	吉三郎	甚右衛門	孫七郎	利左衛門
弥右衛門	甚七郎	市左衛門	太郎兵衛	太右衛門

庄右衛門 重右衛門 惣八郎 五左衛門 徳 助

谷三郎

合計塗箒三十一本

◇清次袋村人別

清兵衛	弥右衛門	小左衛門	七左衛門	長七郎
与右衛門	庄三郎	甚左衛門	七郎兵衛	太郎兵衛
茂兵衛	弥六			

合計塗箒十二本

◇高寺村人別

才三郎	三右衛門	文右衛門	治兵衛	五郎兵衛
新右衛門	萬右衛門	彦右衛門		

合計塗箒八本

◇太郎丸村人別

萬右衛門	吉左衛門	善右衛門		
------	------	------	--	--

合計塗箒三本

◇塚原村人別

六右衛門	庄左衛門	伝七郎	清六郎	喜兵衛
徳左衛門	弥八郎	作右衛門	清兵衛	新右衛門
七郎兵衛	惣右衛門	佐内	喜四郎	三十郎
利兵衛				

合計塗箒十七本

合計七十一本

小荒井村上々箒 一本 塚原村同 一本  
残塗師六十九人(此帳紀元禄十六年九月廿日御役所御出役政之有)

これに依つて見ても藩政の保護は一面束縛を加味して一種の免許制であつて中々六ヶ敷ものであつた。只今でも材料の木地に就て大分苦心して居りますが既に享保年間にもこの木地の払底から木地職の横暴につき面白敷願書が出て居るのは記しい見ましよう。

歎願書の事 (上)

乍恐以書付奉願上候

御当地塗師共之儀は天正年中蒲生飛彈守様江州より御入国之初に改誓吉川初段助を始組子の者共四十六人江州より被差遣小荒井村に至迄引統塗師繁昌仕組子の者共増而御国第一の産物に罷成候天より加藤左馬之助様同式部少輔様御代引統泷地首職之者共追々相増恐乍土津様御入国被為遊候節泷地首職人凡二百三十人餘に罷成御国第一の産物之由被為恩益々繁昌仕候様に被仰出小荒井村始塚原村清次袋村松新田村右四ヶ村之者共にも農業之外塗職出精致候様被仰付難有塗師渡世仕候且又細工等ら抜き等無之様被仰付其上御城下北方塗師共の儀は格別秘伝有之に付他方へ職業不致為に若松御諏訪宮にて塗師総集会之上申文被仰付則相守其証奉差上候北方は小荒井村御諏訪宮にて小荒井村塚原村清次袋村松新田村塗師総集会之仕御役所より御出役有之申文被仰付候に付相守り若松同様之蒙仰り其証奉差上候其後追々塗

師細工三ヶ津は不申及何国之津々浦々迄も会津国産と申せば塗物の名広めに罷成只今にては泷地組子共若松小荒井村始四ヶ村にて都合何百何十人餘に罷成申候塗師共奉蒙御国恩を家業宮相統仕有難仕合に奉存候

然る処近年引統き世上不景氣にて塗師共別而行当り迷惑仕候所去春迄は五六月頃より値段追々高値に罷成此節木地一挽一貫五百匁位に罷成塗師元入等甚々増加仕塗物に出来売払元入差引仕候へば一向に活計に相成不申塗師共一統甚難泷地既に望生金薄き者は塗細工可仕候様無之射にて殊之外難泷地極にて歎ヶ敷義に奉存候尤木地払底に罷成候義は全体米穀下値御座候故山元木地挽之者共助方不致緩々仕居木地出来高減少仕候か自然不足に罷成候値段引上げ申候依之何れ之木地挽共内証向弥有福に罷成内々にては右様恣成義を相好出来木地若松へ差出商買致度由杯を御上様へ御願申上色々謀計御願申上候処乍恐申上候迄には無御座候得共御城下の者は東安積郡入之木地挽共蕎麥苗代入山之木地挽会津郡南山御藏入に仕居致居木地挽共は若松塗師共方斗限差出之北方東西入山之木地挽共は小荒井村へ差出し四ヶ村之塗師共に限り差引致候様古来より堅く御定被下知難有御田畑農業仕並塗渡世宮罷在申候前文之通木地挽共之内にて甚我儘申居者も御座候て往古より奉蒙御国恩安堵之道にて木地挽相統仕居難有廉之迷不在助方に踏込木地挽出精仕値段之儀も淨値に引下げ塗師共方へも和順に差引仕候様被仰付被下置度乍恐奉願上候前

件申上候通木地沢山に罷成候て塗師共も勢を取直し細工高も十倍相増し塗商人共も他邦出荷増候へば御国入金等も増加自然御国潤に罷成候塗職人冥理誠に以冥加に相叶恐悅至極に奉存候將又只今迄の通にては塗師共細工商も爲に出来候儀不相成候就中輕義塗師共逼迫にて住居難相定甚歎ケ敷奉存候不願恐をも奉願上候何卒木地値段之儀不景氣之世並に掛合相応に挽下げ木地挽共も不相痛渡世相統に相成候様乍恣御賢慮之上以御慈悲奉願上候通被仰付被下置候はゞ塗師一同相助け重々難有仕合に奉存候

享保二十年卯十二月

村松新田村汝地首惣代

清次袋村同

塚原村同

小荒井村同

小荒井村肝煎

六左衛門

半兵衛

### 御代官様

前書之通願出候被仰付被下置候得ば塗師共一統相立申候厚以御慈悲被仰付被下置度奉願上候 以上

小荒井組郷頭

手代善九郎

### 二、常 挽

常挽とは伐採後直ぐに挽て特別の乾燥法を用いず其儘半ヶ年以上を経過させて使うもので多くは山樺であるが時に桑、槻、櫟等も用いられる。

何れも目下は上述の欠点がある事を遺憾とします又逆戻りして若松の事について書く事にします。

前述の様若松の漆器の起源は遠く会津建國以前にあるのであるが文書に見え始めたのは佐原氏の後芦名氏の宝徳年中稍専門的の塗物を作るに至つた様である。当時野生漆のみでなく漆樹栽培の命により之を知るのである。芦名盛高の文龜年間既に觀瀾挽木地に赤黒漆で以て塗つた椀、盆、火鉢の如きものが出来て居たのである。これによつてもこの時代木地挽を業としたものがあつた事を知るのである。即ちこれは平氏の落人源氏の追跡を免れん爲に深く会津の山中に隠れ住んだ者がこの業を始めたという事である。其祖先が小椋大臣であるといつたので小椋姓を名乗るものが多し所以である。

併し稍々見るべき製品は蒲生氏以降に始まる事は前述の通りである。蒲生公が吉川和泉守以下を引率れて若松と喜多方に分住せしめ各地方の子弟を集めて伝習せしめ一方黒川郷を若松と改め市区の改正を行い土農工商の住所を分ち町割を定め商三三七の組織として大に産業の振興に努め特に漆器に力を注いだ爲この発達を見るに至つたのである。

右様の状況を以て明治維新に至つたのである丸物一方であつた喜多方も此後は板物を生産せざるべからざる時代になり丸物板物双方の産出を見明治三十九年より四十一年に至る間外國輸出を見るに至つたのである。

次に漆器の製造分業について述べて見よう 併しこれは敢て喜多方方面には限らない事を承知して頂きたい。

### 製 造 分 業

- (一) 木地挽工 (二) 密輪工 (三) 塗下地工 (四) 丸物
- 原 料
- 塗工 (五) 板物塗工 (六) 蒔絵工

### 板 物

普通四五日間天日さらしとし後六七ヶ月間陰乾したる朴板を用う。これが本来の方法ではあるが現今は遺憾ながら自然乾燥など思いもよらず燻燥又は蒸気乾燥によりばしく使用するばかりである。我板物界の最大急務はこの完全なる乾燥方法の実行でなければならぬ。

### 丸 物

#### 一、枯 挽

枯挽と云うのは木材を夏季川水に浸し或は膏材或は蒸材として木渋を除いた後一度之を挽割り更らに火棚にかけ乾燥した椀、椀等を用います。

蒲生氏の後上杉氏越後より入り同じく漆器の重要物産である事を思い第一着手として漆樹の保護策を計画した。従来野生漆に多少の保護を加えて居たに過ぎない且つ其伐採は自由にして居たのが漆木の減少の原因であると断定して慶長四年令して

#### 一、漆樹の自由伐採を禁ず

#### 一、目通り四尺廻りの漆樹一本より木束一升五合を上納せしむ

(同六年に至り漆樹一本につき年貢蠟二十一匁に改む)

上述の通り漆樹の保護と同時に国庫の収入を計画したのである。従つて其上納の確実を期する為、国内の漆樹数を調査せしめて総計十九萬八千六百二十四本を算したのであつた。これは何れも上納木であるから小さな木に至つては尚数十萬本を算した事である。寛永四年、加藤嘉明会津に封ぜられるや同年之に意を用いたので漸く漆器の体をなし産額も増し販路を江戸に開くに至つた。即ち当時海東五兵衛なるもの市内大和町に住し全力を漆器業に傾注し盛にこれを製造し全部江戸へ輸出したのである。これ若松漆器の國外輸出の嚆矢である。当時五兵衛の工場は間口四十間奥行二十間餘であつて多数の職工を役使し多額の製品を江戸に輸送した、め江戸街道に日として海東の出荷を見ぬ日はない各駅毎に其荷を見るの盛況であつた為、人呼んで街道五兵衛と称したと云う程盛んであつた

寛永十年嘉明従来の制度を廢し民間の漆樹を役漆と稱し高さ一丈以上の漆樹一本より漆液一勺宛上納する事を命じた。

同十六年、漆樹を調査せしめたのに二十萬三千餘本あつた同十八年の調査には二十六萬千二百餘本あつたとある。之によつても漸次漆器業者が発展し來つたことを察知出来るのである。併しながら其新生産を開いたのは寛永二十年保科正之公の移封以來の事に屬せざるを得ない。

藩祖正之公は文武の學に深く又政治的才幹もあり一方産業政策の我會津に欠くべからざるを察知し就中漆器業に最も多くの注目を払い就封後直ちに之れが研究調査を命じて其答申を得て髹漆法改良を計画して実施せしむるに至つたのである。従來は我會津漆器も同じく泥地塗であつたので木地と髹漆の附着力軟弱のために動もすれば剝落の虞があるので断然之を廃し新に洩地塗堅地塗を創めたのである。即ち山田右膳を漆器奉行とし其業を監督せしめ又製品の粗製濫造を防止するため技術優秀で且つ着実篤行なるものを選抜してその者に粟米を給して之を奨励し又定時検断を経て其成績を町奉行に具申せしめ其優劣を判定するの資をなしたのである。又漆液に就ても検断中から検味役を選定して其品質の優劣を検査し以て粗悪品一切使用を禁じたのであつた。又一面漆樹の栽培を奨励して元和二年特に漆液の輸出を禁じて原料の窮乏を未然に防ぐの策を取つた。為に上杉時代及び加藤時代の漆樹の数は十九萬乃至二十六萬を出でなかつたのが寛永二十年以後に至つて俄然其数を増加し第一回の調査は承応三年に九十萬四千本、第二回は正徳元年百五十八萬五千本、第三回は寛保二年百八十八萬九千本

の多きに上つたのである。

享保年間髹漆の使用法を発見した為江戸向輸出は増加して漆器の面目一変の觀があつた天明二年田中三郎兵衛文宰国老となるに及んで會津藩諸改革の儀を上申し藩主容頤公の容るゝ所となつて會津産業上に一大革命を促すに至つた。

就中漆器業に関する施設は左の通りである。

#### 1、漆樹栽培の奨励

- (イ) 漆樹の調査簿を作り力を栽培の普及に尽す
- (ロ) 民間新に漆樹を栽植するものに対して相當の賞を与ふ
- (ハ) 暇令私有の漆樹とても恣に之を伐採する事を禁ず。
- (ニ) 樹幹の大小に応じ毎年の漆液採取の量を一定す、即ち掻き殺しの弊を禁ず

以上の保護奨励による結果良質の漆液を産する漆樹繁茂し従つて漆器の名声を維持するを得たのである。

#### 2、漆器の改良

追々と器物としては相當のものに出来て來たが未だ粗製品の域を脱するわけには行かなかつた。支宰之を遺憾として京都の人木村藤藏を聘して土地の職工を伝習せしめた事は前述の通りである。享保二年長崎在留の支那人及び和蘭人に販売を試みた其主なる品目は玉子置総繪小形形盆、高時繪硯箱、玉子置並時繪金銀梨子地重箱及び吸物碗、時繪百合型煙草入並に鼻煙草入等である。

文政年中、塗師田中太助黒目漆及び金銀梨子地塗の新法を發明し

若松漆器の��価を發揚した。

弘傳年中、丸物師渡部儀右衛門、大島吉之助、板物師齋崎新十郎時繪師折笠藤吾等の良工輩出して各独特の技能を發揮して製品の面目向上した為長崎に於ては若松漆器の輸出は益々隆盛になるに至つた。従つて一方内地向製品の増加は云う迄もない事であつた。然るに一朝戊辰の役起るや會津は戦禍の巷と化して市区は荒廢し職工は四散し數百年継続し來つた我會津漆器も一時は全く其基礎を失うに至つたのである。

文化以後藩庁に出でた漆器の産額と漆の輸入の額を挙げて見れば左の通である。

注意 (×印ハ産額、+印ハ輸入額)

文化×九、四一七兩+不明 文正×一六、二五五兩+二、〇〇〇兩 享永四年×二二、〇五〇兩+八、七二九兩二分 安政六年×六、一六一、〇〇〇兩+五、七〇〇兩 同八年×一〇、三〇〇兩+四、三〇〇兩 文久二年×二二、一〇〇兩+一五、八〇〇兩 同三年×二〇、三〇〇兩+一、三二五兩 文治六年×二六、三〇〇兩+二二八〇兩

之は後段に詳しく述べたいが次で漆器と漆液は産額との重大なる關係を見る事が出来るであらう。

### 三、明治以後の會津漆器

戦亂漸く終熄して四散した職工も漸次に帰來して其職を求むるに至つた。茲に於て高瀬喜左衛門氏、鈴木利兵衛氏、菊地儀助氏等相謀つて之が保護法を講じ忍耐持久の策を取つて極力斯業の挽回に腐心せられたのである。為に漸く其効顯れて追々と旧態を回復し明治十年前後には海外の��価も一時大に揚つて輸出額十數萬円を越ゆるの状態までになつた併し悲しい事には日本人の短所として他人の事業は大変に善く見え一時に輸出業者輩出して競争し需要急激に増加した際多數不熟練の職工を使用してこの供給をした為、忽ち馬脚を現して粗製濫造の故を以て俄然として海外の信用地に落ち貿易傾に衰えて再び輸出物の立つ能はざるの状態に至らしめたのである。茲で当業者の困憊極に達つて漸く迷夢より覺めて明治十五年申合せを作製して相互相談めて粗製を避け良品の製作に留意して信用の回復を計り徐々と旧態に復する様になつた。

時に新城猪之吉氏は酒造を業としたが明治四年酒造の傍ら漆器の製造販売を開始した。同十年塗木地枯挽の改良を率先実行し時繪に新意匠を凝らし其製品を越後富山地方へ搬出した。同十七年に至つて遂に時繪の焼金描法を開始した。前述の如く幕末並に明治初年は會津時繪と云えば消金時繪を以て足れりとして居つて稀に研究しても完成の域に達して居らなかつたのであるがこの焼金描法の完成は會津時繪の一大革命をななければならぬ。



日常この方法の出来ないのを遺憾として居つたが遂に十七年酒庫の一部を工場に改造して東京より蒔絵師渡辺仙之助以下数名(木盃の次に詳述)を招聘して一方土地の職工の有望なるものを招集して自ら監督して孜孜として伝習せしめた結果漸く焼金描法を完成するに至つたのである。この間の苦心は筆紙に尽し難き態のものであつた。

又一方褒条令発布せられたので木盃の製造に着手し非常の苦心と犠牲とを払つて独力之を完成して(木盃は会津に限る)と世人の定評を得るに至つたのである。これ全く同氏の賜と云はざるを得ないのである。

如此して漸次美術的製品の生産を見るに至つた所以である。

明治廿七年若松漆器同業組合設立せられ規約を設け嚴重に不良漆を用いる事を認め違反者を罰するに至つた。

若松漆器同業組合規約の主要項目を掲げれば

- 一、木地は善良なるものを用い其粗悪なるもの又は不乾燥なるものを用いざる事
- 二、地質を堅牢に地塗は堅固なるものを用い堅地本鑄地又は鉄地に限るものと容易に破損の憂なからしむる事
- 三、図案は専ら新趣あるものを選び蒔絵の原料は必ず正品を用いる事

四、漆液は品質善良なるものを選択する事

五、漆器は必ず良品を選び粗品を販売せざる事

技術と普通学とを習得せしむる目的を以て十七年其設立を見るに至つた。これに就いても世間種々の批判があつたが之れに依つて従来の徒弟的の頭腦と其考えに於て数段向上の結果を見たのは最近に於て証拠立てられるに至つたのである。

当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何と批評したか学校卒業生技術は駄目との概評であつた。併し之は評するものも餘りに酷に過ぎるが卒業生も亦自己を振つた少しく福助的に出来上つたのだこれも無理のない事であろう。僅々三年間に學術と技藝とを兼ね修めたと徒弟として朝夕師事したものと単に技術のみを比較してからの酷評となつたのである。これ亦過渡時代の経過せざるべからざる一関門でなければならぬ。

同学校は三十七年廃校となり県立工業学校中に漆工科を設けられたのである。明治から大正との間に涉つての詳細は後段に述べるとしてこゝに会津独特たる木盃について述べて見る事にしよう。

## 四、会津木盃史

木盃史と云うと少々誤解がある木盃の話を書述しよう。

原始時代は総て石器土器を以て食器として居つたが進んで漆器使用時代となり飲酒用の土盃は木盃となつたのである。然し其形式等又色彩等一定して居るとは云えなかつた中世以降は普通瀬戸盃を用いて居るが儀式等には木盃を用い神式等は土器を用いて居る

六、営業上取引を正確にする事

七、漆器業の改良進歩を図る為、組合品評会共進会等を開設し又は他の開催に賛同する事

八、意匠家を招聘し又は図案会を開催して意匠図案の改善を図る事

九、新規の意匠考案をなし若くは発明創業をなしたる者ある時は本人の請求により組合員に於て之を模造し若くは類似のものを製造する事を禁じ其発明考案の功を保護する事

十、漆器の粗製造を矯正し信用を維持する為、粗悪品の取締をなす事

十一、組合の利益を股損する行為あるものに対し連約処分を執行する事

以上  
この若松漆器同業組合の成立と同時に同業者並びに業者間の問題となつたのは工人の後継者問題である。従来工人の養成は大体に於て尋常四年を修めたる者は其職塗師なれば塗師へ年期徒弟として所謂弟子入をさせたのであつて以来営々として家事手伝より漸次其職の簡なるものより見習うのである。如此中等以上の家庭のものは欲するまゝに上級の学校等へ進級し得るも中流以下の家庭では一寸困ることになつた且徒弟たるものも亦其職に多忙を極め習学等の餘暇を持つものは稀である従つて自己の姓名より満足に書けないものもない訳には行かなかつた。茲に於てあまりに工人の無学に墮せんとするを慨せられて徒弟学校の設立の唱導が始まり

事現在の通りである。

木盃は右の外精巧な蒔絵を施して美術愛玩の具とした事である。木盃の今日の様に流布するに至つたのは実に明治十四年十二月発布の褒賞条令制定に起因するのである。即ち紅、緑、藍、紺、緋、綴章の制定に準ずる功労あるものに金銀木盃を賜うの条令である。就中木盃は前記及び金員物品の寄附者に下賜されるもので拾円以上千円以下のものに下附するので之を地方長官に委任してあつたのである。褒賞条令による木盃は檜又は櫟の木地を使用して本枯朱塗で五七桐紋章入(焼金平蒔絵又は高蒔絵)桐箱に帛紗付絹紐付のものである。

其等級に応じて左の各号に当るのである。

- 第一号 径三寸(平蒔絵) 第二号 径三寸三分(同上) 第三号 径三寸六分(同上) 第四号 径三寸九分(高蒔絵付) 第五号 径四寸二分(同上) 第六号 径四寸五分(同上) 第七号 径四寸二分三三三組(同上) 第八号 径四寸四分三三三組(同上) 第九号 径四寸六分三三三組(同上) 第十号 径四寸八分三三三組(同上) 第十一号 径五寸三三三組(同上) 第十二号 径五寸二分三三三組(同上)

等である。

大正七年に至つて左の如く改正せられた。

- 第一号 径三寸六分(高蒔絵付) 第二号 径四寸五分(同上) 第三号 径四寸二分三三三組(同上) 第四号 径四寸六分三三三組

(同上)

大正十五年遂に改正して木盃の下賜を全廃して褒状を以て之に換えるに至つた。之れは政府の制定に係るもののみである。

故に各郡市町村各公吏団体のものは変る事がないのである。

この褒賞命令の制定と共に之が上納は東京商の占むる所となつて居つたのであるが明治十五年福島県属笹田光定なる人知事に随行して若松に來り東山温泉に滞在中会津地方の漆器の産地であるの故を以て木盃の製造を勧められたが之に応じて始め様と云う人がなかつた時に新城猪之吉進んで之が種に當らんと決心して其業を受けたのである。即ち木地塗蒔絵等の詳細を知つた。当時地方同業者は勿論木地業者の誰もがそんな山師的の事は成功するものでない。君子危きに近寄らずで之が試製すら引受け様と云うものがない。百万説得し且つ多額の日当やら、経費やらを支べんして漸く木地だけ出来た。小椋平八、小椋綾治等である。今度は塗の方である。大島吉之助、渡部儀右衛門等之を研究して漸く見本と稍同等の品を得るに至つた。かく塗木地は出来たが茲に最大の難関は蒔絵である如何となれば當時若松には一般会津の花塗蒔絵と称せられて消金蒔絵のみ流行して焼金蒔絵の方法を完全に知るものなかつたのに御用品は焼金平蒔絵又は高蒔絵である。消金蒔絵では何とも納まらない。茲で折角木地が出来ても蒔絵の点でハタと一頓座を見んとしたのである。折角これ迄苦心して挫折するのは如何にも残念であるとして苦心考慮の結果東京蒔絵師招聘を想ひ

立つて忽ち座を蹴つて上京を決した家人も餘りの不意に驚きながらも忽ち行李を整理し上京したのであつた。  
当時東京の巨匠に就き人撰をして貰つて渡辺仙之助、池田清太郎、坂崎琴之助、関口子之八、塗師石野善次郎、仙之助徒弟峯吉、春吉を同伴して帰国し直に自宅の一部を改造して工場に充て土地の蒔絵職工徒弟を募集した之に日給を給して伝習を受けしめたのである。集まるもの前後左の通りである。

- 伊藤周次郎 小沼鉄次 星野善八
- 等七つ来り次いで
- 川俣熊三郎 山内熊三郎 山内久三郎
- 吉川平次郎 江花竹次 加藤恒四郎
- 相田雄吾 佐藤龜治 鈴木孫吉
- 堀兼武治 関寅藏 古川四郎
- 井上斐次郎 加藤五郎 沢野子之吉
- 平山治助 鈴木寅吉

等時の前後はあれども新城工場に入り研究練磨したのである。漸く其技を習得して御用品上納済となつた。茲に始めて焼金蒔絵描法を修得して之を絵物に應用し美術的漆器の形骸を備ふるに至つたのである。

現在では焼金蒔絵の如きは当業者は勿論門前小僧習はぬ経文の譬の如くに普及して居つたが當時を追懐すれば従業職工諸君の苦心  
実に漆器は各地に産出しない所が無い位で其製品は形式使用法等は大体同じであるから単に塗法とか下地とかの特色を以て居るが之を模倣出来ぬものは殆んどない今日である。然るにこの木盃丈だけは形状、色沢、塗法、蒔絵、価格に於て他の追従を許さざるものがあるので全国同業者が認めて以て会津独特の稱を許す所以である。

は勿論工場主一家の苦心努力就中資金關係については実に慘憺たる苦心を嘗めた事は筆舌のよく形容し得る所でなかつた一方反対側の人々は態を見ろとばかり何時か失敗するぞと嘲笑的疾視の目を以て之を注意した事であつた。  
如此毀誉褒貶の岐路に立つて確い信念を以て職工を奮励したので始めて成功の曙光を見たので人其の努力忍耐を始めて賞讃するに至つた。如此蒔絵術の成功、木盃の完成は泉の内外に知られ願官紳士の工場視察するもの頗る多かつた。茲に於て益々発奮努力して其能率を上げ創業十年にして漸く収支相償うに至つたのである。上述の通り完成で従来東京製を上納せられてあつたがこの後は追々に東京製減じ其上納を蒙るに至つた。同時に各県各郡市町村及び公共団体等に於ても之に倣へ善行善事者奨励又は各種共進会、品評会等の賞品として用いらるゝに至つたので愈々其製造数を増した。

明治廿七八年役(日清)終るや行賞其他の用途開け地方関係者のみでは其需要に応じ切れず各地より職工を増聘するに至つた其後三十七八年戦役後も非常な多忙を極めた。かくして会津製木盃は日本全国に涉り其需要を充つた。併しながら木盃は漆器産地である石川、和歌山、山梨等で決して出来ないのでない。現に出来て居つたのだが其形状、色沢及び品質価格が我会津製に比して問題とならない位に差異があつたので一般の賞美する所とならなかつたのである。

由來「善く安く」は我会津漆器の唯一のモットーでなければならぬ。近來は漸く多産の結果同時に粗製に傾かんとするに当り木盃のみは「善く安く」の標語を以て敢て誰も非難するものがないのは亦以て吾人の誇るに足る所以である。大正四年大正天皇御即位の大典を挙行せらるゝに當り長くも八十歳以上の高齢者を受くしみ給ひ之を表彰せらるゝに木盃を以てせられ其数日に三十五萬個である。之を約八十日間を以て上納方を下命せられた。御用商として林九兵衛、柏原孫右衛門、小林藤右衛門、新城猪之吉の四名であつた。新城を除く三名は合同して三共商會を組織して之を会津若松の高瀬喜左衛門、谷半兵衛、鈴木利兵衛、鈴木利三郎に之を請負はせたのである。

時宛かも会津漆器界は不振のどん底にあつて將に數多の破産者を出さんばかりの折からであつたから俄に漆器界に生色溢れ非常の盛況を呈するに至つた。実に天恩に感泣せざるを得ない有難い次第であつた。  
職工の労働は俄に倍加以上となり直接間接若松の経済界に一波瀾

を起したと云うも過言ではないのである。

期間内に上納し得たのは会津漆器界の名督であつた。

この裏面には実に吾人の忘るべからざる恩人の活動があつた。即ち動力掛木地挽機は是れである。僅に七八十日間の短時日に三十五萬と云う大数の木盃を製造するに本機的作用に俟たなかつたならば實際は不可能な事であつた。

幸いに本機の運用宜しきを得この名譽を憐りに至つたのである。是れ彼の鈴木治三郎氏の発明品なのである。同氏の苦心発明は諸氏の既に知る所であるが茲に之を語るも亦冗言ではない同氏は耶麻郡猪苗代に矢森家の二男に生れ後鈴木家の養子となつた。明治廿五年以来漆器丸物の手挽は大量生産に適しない且つ形式不同で非常な熟練を要するのである是非共機械に依らなければならぬと苦心考案の結果三十年遂に人力応用旋盤機械(木地挽機)を発明して専売特許を得た當時民心が固陋で其発明の偉大なるを知らず各自の營業を妨害すべしと誤解して之を圧迫し且つ妨害したのである。我若松の有力量者すらも之に耳をかざなかつた位である。故に氏は非常に資金に窮し殆んど自己の財を蕩尽した。併しながら其れでも屈せずが普及に力を尽した。即ち私費を投じ東山に木地挽伝習所を設けて其方法を伝習せしめる等東西に奔走して後漸次之を認めらるゝに至り機も亦普及して今日に至つたのである。今日板物に比し丸物の好評なのは又氏の遺物といふべしだ。我漆器に關係する人は鈴木治三郎の木地挽機發明と新城猪之吉

し期日を誤らず日夜勉強製造したので其出来栄も亦彼の先年の品比に非ざる出来栄であつた。二月末日から四月末日迄六十餘日全く安眠を許されなかつた位である。五月三日を以て完納となり上出来との褒詞を受けたのは単に同家の光栄のみではなく実に会津漆器界の為に氣を吐いたのであつた。当時新聞紙は争つて其記事に写真を掲載し其苦心談を記し初めて養老天益は会津製を御採用になつた事を全国民に知らしめたのであつた。これ間接には会津漆器の信用を高めた事と信するものがあつた。他の漆器も「善く安く」の標語を単に木盃の独占となす事なく其信用を博せん事を併せて希望する次第である。

### 五、生産額

漆器生産高の精確なる統計でも欲しいと思つて調べて見ても中々正確を期したものを得ないのを遺憾とする。これは一つは該業者が納税關係から自己の生産の正確なる高を報告上申しないので一つは隠れたる生産販売者ある為と調査不可能のものある為とで組合の荷調べやら各個人についての概算的評価による外ない状態の統計で満足せざるを得ない現況である。

以下この数字を掲げて御参考にしたと思ふ。大正四年の調査がドン底の不景氣を証明し以來ずん／＼回復増加して居るのである。

年 度	大 正 元 年
概 格	六〇八、〇〇〇 円
戸 数	三二六

の焼金蔭絵描法の開始とは会津漆器界の二大恩人として脳底に刻せざるべからざる業績である事を信するのである。

大正四年の宮内省御用盃が東京商人の上納となつてあつたので会津製なる事を知るものが稀であつた事は当時の遺囑事とした事であつた。大正七年改正により下賜の範圍縮小せられ又改正して全然之を廃止せられた。茲に於て明治十四年の制定条令以来大正十年を以て其終結を告げるに至つたのである。然りと雖も其間蔭絵術は益々向上して高桐御紋章の如きは何人も会津職工の右に出づるものがない状態となつて居つた。これだけは誠に痛快な事である。元來木盃は日用品の如く実用向のものでないが儀式用其他に用いて欠くべからざるものである日本酒のある限り本器の使用も亦不可減なるべしと信するのである。關係諸氏は「善く安く」の標語を念として、他界の乗ずる所とならない様に希望する次第である。

茲に我木盃史の最後の頁を飾るべき出来事は実に大正十四年五月十日御奉行の聖上陛下大婚二十五年(銀婚式)の祝典である御祝典は時節柄非常なる御質素の御趣旨を体し九十歳以上の高齢者に天盃下賜の恩命を下し賜はつたのである。其木盃全部の調製方を新城猪之吉に御下命の御沙汰を蒙る。当時猪之吉は斎戒沐浴して之を拝受し一家にこの光栄を伝え各職工を招きこの恩命を伝え誠心誠意謹製を命じたのであつた。又宮利の念を離れて之を激励して東京製に勝らん事を念じた茲に於て各職工各自其専門の技を尽

二 年	六二八、九〇〇	三八六
三 年	五二七、〇〇〇	三〇九
四 年	五一七、〇〇〇	三一七
五 年	六四六、五〇〇	三二八
六 年	八七四、六〇〇	三三六
七 年	九六〇、〇〇〇	三七一
八 年	一、九八〇、〇〇〇	五三八
九 年	一、三八六、〇〇〇	三九〇
十 年	二、二八六、九〇〇	三九六
十一年	二、〇六八、二〇〇	一
十二年	二、一三八、〇〇〇	五〇五
十三年	二、一二五、〇〇〇	五一〇
十四年	二、五五〇、〇〇〇	五四〇

之を喜多方に比較すると

年 度	大 正 元 年	
概 格	九七、〇一五 円	
戸 数	六五	
二 年	九六、四〇二	六五
三 年	一三八、〇〇〇	六七
四 年	八五、一五〇	六七
五 年	一一四、四四〇	七二
六 年	一九八、九〇〇	七九
七 年	二八三、九〇〇	八八

八年	四一三、〇〇〇	一〇二
九年	三三〇、四〇〇	九五
十年	三五〇、〇〇〇	九八
十一年	三七八、〇〇〇	一〇〇
十二年	四一二、〇〇〇	一〇三
十三年	四四八、〇〇〇	一〇五
十四年	四六〇、〇〇〇	一一四

十一年	二四、九九四、九八六
十二年	二七、七五四、九五九
十三年	三〇、〇九六、八一八
十四年	三〇、九三九、〇四八

等である  
合計県としても約三百餘萬円である。或ものは県として約四百萬円と稱して居るが如何なるものであるか識者の研究に俟たねばならぬ。之を日本全国の総生産額に比べて見れば

等である事から見れば我福島県は全国産の約一割の生産を得て居る訳である。県産とは云え実は殆んど若松の生産と云うも憚らぬのである。この生産が何の位の戸数人数でやつて居るかと云うに製造者の戸数の大略は表記したが之を各分業別に於て見れば左の通りである。

年度 備 格 円

大正元年	九、〇四三、一七四
二年	九、六一七、六九〇
三年	八、七二八、四八〇
四年	九、七七八、〇〇九
五年	一〇、五八四、二一〇
六年	一二、九二一、六四四
七年	一六、一九〇、七四五
八年	一四、一五〇、二三七
九年	二一、一八一、一〇四
十年	二三、九一七、八五一

若松

惣輪師	一一五戸	四六〇人
木地師	三〇戸	一一〇人
板物塗師	一一〇戸	四九〇人
丸物塗師	一一二戸	四九〇人
蒔絵師	一六五戸	四九五入
計	五五二戸	二〇四五人

となるこの時の若松の総人口は  
戸数 七八〇一戸  
人口 四五四〇二人  
である。

序に喜多方を見れば

惣輪師	一戸	二人
木地師	三戸	九人
板物塗師	三戸	二二人
丸物塗師	九七戸	三四〇人
蒔絵師	一〇戸	三九三人
計	一一四戸	三九三人

の比となる。  
この工人の賃銀は

明治三十五年	四十八錢	三十八錢
三十六年	同上	同上
三十七年	四十八錢	三十八錢
三十八年	五十五錢	五十二錢
三十九年	一円	八十錢
四十年	九十錢	八十錢
四十一年	八十五錢	九十五錢
四十二年	同上	同上
四十三年	同上	同上
四十四年	同上	同上
大正元年	八十錢	六十八錢
二年	七十七錢	六十五錢
三年	七十五錢	六十五錢

大略右の通りであるがこれは一般職工の賃銀で特殊のもの並びに親方と稱するものは上述の賃金の三割以上倍額となるのである。戦時中好景気時代は實際は表記のものは仲間の申合せに過ぎなく争つて職工の争奪をやつたので約五割以上の増収を得た事であつた。

## 六、最近の現状

話は又極めて最近の若松の現状に戻る。  
単に会津だけでなく日本純産の漆は前々繰返して述べた如く減少の道程をたどるのは誠に遺憾な事であるこれ漆なるものが一木よ

り生産する量の極めて少ないものなる事単価の高からざる事等に依つて他の植林に移る事のである。現在支那から輸入しつゝある漆液は年額二百萬斤の多きに上つて居る状態で一朝事ありこの輸入不可能となれば我國の漆器の生産は約半減の止むなきに至るものである。我若松も同様の憂目を見なければならぬ。誠に憂慮に堪えざる実情である。

これに概して全国当業者が大正十四年五月東京に会して政府に漆樹栽培奨励の請願をなした政府も亦大に其実情につき考慮して昭和二年度には約二十萬円の豫算を計上して植林の方法を講ずる事となつた。我福島県産を商工省の統計に依つて見れば左の通り誠に心細い感がある。

製造戸数 三戸 幹 板 二二五貫 枝 板 一貫  
今千二六貫価格五千七百三十六円しかないのである。又前述の如く器物を大別して丸物板物とする其中で丸物の当地の原料は主として山毛榉、栃だけである。この産地は南会津郡保城、針生、耶麻郡檜原、大沼郡大芦等であつて県外輸入の分は山形県新庄附近秋田県尾古沢地方及び宮城県下等である。丸物の塗上りは日野院以来のもので品質が丈夫で価格も亦割合に安く出来るので板物に比し評判も悪くはないのである。併しなから石川県の山中、福井の片山等は会津の強敵である。彼地産のものは縦挽木地を使用するので狂いが少いが泥下地の為、剥ける欠点を持つ。併し会津産は波下地なるため事は少いが横挽木地なるが故に直ぐに狂を生

この数量の總数が果して一様の価格に見得るかと云うにそれは行かぬ。この平均を見て価格を想像するに過ぎぬ。従つて之を年額二百五十萬円と見る人と三百萬円と見る人があるが先づ公平に見て三百萬以上である事は想像に難くないと信ずる。

輸出先は  
神奈川県、東京、埼玉、群馬、茨城、千葉、栃木、長野の關東地方で約五割以内  
北海道一円で約三割以上四割以内  
名古屋、大阪及び關西地方で一割五分以内  
会津地方の需要が五分以上一割以内  
と云う様な地方別となる。

之を年額三百萬円として毎年会津以外の地方に原料代其他として支払ひ品目と金額の概算を示せば  
朴 代 十五萬円以上二十萬円以内  
漆 液 四十五萬円内外  
金 塊 十萬円内外  
銀朱、本朱、袋紙 十萬円内外  
松煙、淺布等材料 八十萬円以上百萬円以内  
合 計 八十萬円以上百萬円以内

右の如く約二百萬円は地方材料及び当業商工者の手に入る事となる。何と云うも若松最大の生産品でなければならぬ。

ずるを欠点とするのである。

この欠点を除去する事に努めたら永久に会津丸物の名声を維持する事が出来るであらう。板物は其原料当地では主として朴板である。稀に桂を使用する近來の樽又はベニヤを使用する人もあるが大部分は朴の木である。この朴も南会津に可なり沢山あるのであるが交通不便で運賃昂む為に遂に県外より割合に多く輸入さるゝに至つた。其輸入先は秋田県、青森県並びに岩手県である。この割合は地物四割他県六割と云う状態である。

板物は丸物に比して其品質と云え価格と云え振はない事である。それは地産の豊富であつた場合に善良物が安く買われた時代には木質の關係上相当の品が出来て居つたが地産少なく輸入多くなり欲するだけの良質の原料を得る事が困難となつたので材料の悪いのを忍んで使用する状態なので出来上りも良いと云う事は困難である。材料、乾燥等の不備の点が多いので丸物以上に粗製に傾かざるを得ない状態となつた。當時者も頻りに苦心してこの弊害から免れる事に努力して居るが中々困難である。従つて其品質価格の点では紀州黒江塗と其競争に何時も勝て得ないのは非常に遺憾な事である。これ等丸物板物を以て一丸となした会津塗が如何位の數量金額が何地方へ出るかと云うに  
大正十一年 三四、四〇〇圓 大正十三年 四一、三〇〇圓  
大正十五年 四三、四〇〇圓  
細 出荷数を見て居る。

### 七、改良成績

我会津漆器が現状に至る迄の進歩は前述の行程を経て来たものであるがまだそれのみではない。  
各個人の創見研究のみならず品評会共進会等の刺撃材料も其一つである。毎年、如くに漆器の同業組合の徒弟競技会も兎角の批判はあつても確かに有効なる事に違いない。

之をも少し有益な方法に考慮して貰いたい。高瀬氏の個人競技会なども一般の為め刺撃の好材料でなければならぬ。一度二度でなく機を見て有益に多数の会を催うして貰いたいものである。其度毎に何かしらの獲物を得る事に疑いない事である。  
工組合が少し商組合と一致の歩調を取れば尚、有効に改良の実を挙げ得る事と考えられる。兎も角この競技会を単に徒弟に止めず一般工人に及ぼして一般の光榮と有効とを期したい。

従来塗物の形が千偏一律の評があるがこれは最も面倒な注文であつて今迄にも種々考案されたのだが中々これはと世人を驚かすに足る創案もない様である。  
木地も木地で堅牢を必要とするが大体は塗物であるからこの塗法が最も眼目であるにも係らず板物の不評の如きはこの塗法の研究と云うより徒らに安く塗る法の研究に餘念もないのでこの欠点を一層強めたわけである。塗師職の人はこの良く安くの仕上げ法を研究して頂きたいのである。

従来とても工夫とか考案と云うに至つて発表されて居るのは蒔絵位である。大正五六年頃池田某蒔絵の蒔界なしの蒔方を考案した事や大正十三年関谷某がゴム印蒔絵法を考案して手数のかゝる蒔絵を頗る簡便に蒔絵する法にした事などは特筆するに値する位である。

## 八、金粉 金箔

次いで蒔絵其他に關係ある金粉金箔の事を少し書いて見ると金粉には蒔絵用と梨子地用とある。金を粉末としたもので其使用向と其粒の細かいのに依つて蒔絵用金粉には消粉、毛打極微塵、並極、極頭、大極、荒極微塵、花粉、常、等の種類がある。

梨子地用金粉には形部梨子地、鬼梨子地、梨子地大三、中三、小三、等の各種がある。又安物には他の金属粉を使用するのである安物輸出向にアルミニウム粉へ着色したものを使用するのである。金箔は其延びる性質を利用して出来る限り薄く打ち延ばしたもので其合金の割合で名称も異なるのである。金貝は箔より厚く延ばしたので其厚さによつて名称を異にするのである若松では主として消粉が出来て居る焼粉は少々だけである。金箔も亦可なり出来る。

当地で産する金粉金箔は前述の通り矢張京都の工人によつて伝えられ追々発達して今日に至つたのであるが其経路はあまりよく知ら

られて居らない目下この金粉の産額は年額十二萬以上十五萬円、金箔は八萬円以上十萬円位である。この製造家は金粉だけの專業が六戸で金箔に金粉兼業の人が二戸で合計八戸であつて従業者は約百名位居る。

金粉の方は殆んど家族連でやつて居るが金箔の方は五十名の職工を有して居る。この金箔の製法は手打と機械とあるのである。

原料は無論金であつて東京、京都、金沢から輸入する。出来た金粉金箔は大部分が輸出であつて東京、静岡、大阪、名古屋、和歌山、石川、新潟等に輸出せられ市内外の需要は約二割内外のものである。東京震災以前は産額も大分沢山あつたがその後減少の径路である。一方蒔絵の使用する焼金粉の大部は東京より輸入して使用して居る状態である。

## 九、工 人 伝

我々津漆器開けて以来四百年其間の工人の数は実に多数に上つて居るが古い方は其史跡なく殆んど判明しない者が多いのである。私の知る所のは明治前後の少数の人々である。強ち名人と云はれるや否やは見る人に依つて異つて居る。只だ私の心覚えにある人の列伝と思つて頂けば間違はないのである。

板物塗師 篠崎 新十郎

文政十一年八月の出生で市内原ノ町に住した。其性質非常に慎重であつて其技術精巧を極めた其当時の板物塗師の中心人物として

活動して居つた。其製品の如きは一面一掃もよく苟もせず堅実に

して美麗を兼ねて自己の氣に入る迄其塗法に就き研究したものであつた。故に其製品は東京の間屋では無検査で取引すると云う位絶対の信用を博した為に官之を表彰するに至つた。誠に當時のみならず斯業を通じての模範者であらねばならぬ。従つて其後継者も同様非常な堅実なる優良技術者たるを得たのである。

板物塗師 高橋 繁吉

弘化四年一月下旬ノ町に生れ既に少年時代より技群の手腕あり。其製品亦堅牢にして美麗であつた。単に旧法の塗術に甘んじないで新様式を研究案出して我々津漆器の品位向上に貢献少くなくかつたが晩年宮城県鴨子又山形市へ漆器の教師として招聘せられて其技を伝えたが明治三十九年病没した。

丸物塗師 渡部 儀右衛門

文政十二年一月生原ノ町に住して幼より其塗師の技術巧妙であつた其製品は第一下地に意を注ぎ塗上りの完全を期した。会津木盃の製作始まるや卒先之を研究して堂に入り他の塗及を許さぬ位であつた。現代迄四代連綿として木盃塗は全く専売の技術を残すに至つたのである。明治二十七年六十九で死去した。

丸物塗師 武藤 久平

天保元年の出生で市内老町に住して丸物師一方の重鎮であつた。非常に熱心な人で下地鑄仕の機械を案出し上野屋の塗物と云えば堅牢そのものゝ稱を取つた木盃製法にも種々の改良を加えた為

に官亦之を表彰するに至つた。其熱心は齢八十に至るも会津塗丸

物の狂いを防止する方法につき日夜研究に没頭された事は誠に涙ぐましいばかりであつたが不幸其実現を見ずして卒去せられた。

惣輪師 庄田 保鉄

市内馬場三ノ町に住し初め久保田八四郎に師事し後独立し板物木地の研究に没頭し其形状、板質等につき苦心し其子を高工図案課に入學せしめ其研究材料にした後県立工業学校の教師となり転じて宮崎に赴任した幾何もなく故山に帰つて病没した。

惣輪師 久保田 八四郎

天保五年十月生市内大町五ノ堅に住し後道場小路に移つた。

板物師中の技術技群者であつて常に非常な良品の供給者であつた為に会津板物の品位を維持するに大に力があつたのである。一面又徒弟の養成に尽力して其門から優良技術者を多数出したのである。一面風流者であつて生花が上手で名手と稱せられた。

木地師 小原 平七

大沼郡東川村の人で非常な沈着な性質の人であつた。会津の木盃が製作せられる時の第一の木地を取つたのは実に同人である。

この頃はまた鈴木氏の発明以前であつた為、多くは手挽の轆轤で多数の丸物殊に木盃の狂い様を挽いた事は誠に驚異に値する位であつた。其後継者も亦優良者であつた。小植姓を名取る木地師の代表的人物であつた。

天保十三年十一月東京に生れ会津に焼金蒔絵法の教師として招聘せられ徒弟峰吉、春吉の二人を同伴して来若し地方の職工の為に描金研出し金片細工を教えた懇切教導したので漸く会津焼金蒔絵を完成するを得た現在の蒔絵を得る基礎を築いたのは実に同人の力の大なるに依るのであるから会津人ではないが永久記念すべきものである。

蒔絵師 川 俣 熊 三 郎

萬延元年出生後ノ分町より愛宕町に移る焼金蒔絵を研究して出藍の誉あり。若松工業学校の教師となり後福島県立校に移り大正六年熊本工業学校に転任して教鞭を取つて子弟の教養に任じ現任中十二年死去した。故人の一部を点出したに過ぎないが後段で詳報する機会を有する事と思う。

### 一〇、衣 桁

衣桁は茲に冗言を要する迄もなく現在日本の家庭には必要欠くべからざる道具の一つとなりつゝある。併しこれも其始めは貴族の家庭又は寺院僧侶の使用より來つたものであつて彼の殿上人の几帳の変形である。几帳は俗に衝立とも云えば云えるが本来は隔てをつける襖の様のものであるが今日の衣桁が単なる衣服かけから來たものでなくこの几帳衝立の変遷したもので美術的実用品となつたのであると信ずる。であるから明治以前の如きは衣桁は先づ

云う具合で合計一円十四銭内外で上つたわけで当時としては割合に高い品物であつた。明治卅六年に老町に新盛商会なるものが出來てこれが衣桁専門に賣出したのである。この商会の出現が今日若松の衣桁が会津木盃に次いで特産品となるに至つた原動力となつたのであつた。

新盛商会なるものは武藤久吉、鈴木善九郎の共同事業で衣桁の前途有望なる確信を抱いて開業熱心に宣伝普及に努め製作に改良を企てた当時衣桁商の主なるものは篠崎、黒河内、新盛商会等であつた。まだノ、産額の如きも年産一千丁を上下して居つたのである。其後漸次其額を増しつゝあつたが製造販売に其方針を変更した為、明治四十五年頃より俄然として一段其産を増すに至つた。

新盛商会は明治三十九年か明治四十年に解散して武藤、鈴木の個人経営となるに至つた。かくて大正三年鈴木工場の職工小野塚某年來機械等に趣味あり。衣桁の機械作業の可能なるを思い種々の機械作業の考案をなすに至つた。

年一年と種々なる機械を案出しても実地に應用して完全ならず変更工夫する事一再ならず非常の苦心を払つたのであつたが中々思へ通り出来るに至らなかつた。大正六年同工場主各地木工機械工場を視察して備來小野塚を督して機械の完成を急がしめた。同七年漸く機械作業の一部を開始した。

この前後の製品は多少機械作業により整一のものを得るに至つたが完成したものでなく甚だ無骨なものであつたが年々其欠点につ

贅品と目され城中寺院等の外はあまり使用せられなかつた。若松にこれが製作せらるゝに至つたのは最近であつて馬場一ノ町に田中善助と云う人があつて其邸宅等も中々数寄を極めたものであつたその位であつたので従つて衣桁等も京都から取寄せで使用しつゝあつたが若松の産地でこれをやつたら面白からうというに氣付いて同人が之を製造する事となつた。これが明治廿七八年頃のも事で元家大工の山口吉五郎と云うものに命じて衣桁の木地を作らせ塗らせて始めて若松で衣桁が出来るに至つた。併しこれを以て商売しようとする程にも熱心でなかつた一方まあ珍らしいものが出來た位で知人に贈り且つ吹聴した之を見聞した塗問屋であつた桂林寺町の篠崎右兵衛が確かに面白い仕事であるとして後を繼いで塗物の副業のようにして製作を開始し次いで黒河内信太郎が之を真似て製造するに至つた併しこの頃の職工は手も遅し又大して売れるものでもないのて其出來高の如きは実に微々たるものであつた。當時はこの職工は一日当り二組の木地を作れば大工一人の間より遙かに良い工資に當るので其出來歩合も想像に難くない事であつた當時明治卅一年頃は年産漸く三百丁に充たなかつた位である。

この職工の餘業としてこれ亦当地の特産の様になつて居る。輸出用刷の塗り手の製作をやつて居つたものである。

この頃の衣桁一丁の工資其他を調べて見ると木代十五銭、手間廿五銭、塗賃三十銭、金具十二銭、蒔絵代十二銭、腰板付代廿銭と

き考案を進め漸次其工程を短縮し整一の度を進めて大正十二年に至り漸く改良機械作業による製品即ち木材から丸棒にしホゾを鑿ち仕上をなす迄の全工程を機械のみに依つて出來上るに至つたのである。其間の工場主と職工の苦心は中々筆舌も及ばない程のものであつた。大正十四年前記の機械に尚一層の改良を加え全く完全なる製品木地を得るに至つたのである。

現在衣桁を製作し居る人は他に市内に齋藤長次郎、山寺久吉、喜多方の小野寺弥次兵衛外二三あれども何れも小規模で且つ手挽が多く鈴木製の製品と其仕上りに於て其能率に於ては比較すべくもないのである。

前記三軒で年産約一萬丁以内であらう。従つて会津衣桁の約八割は鈴木製と云え得るのである。

大正十五年に於ては総産額約五萬丁金額で約二十三、四萬円内外に上る。

鈴木工場の製産額を年次表にすれば

大正四年	六、九五〇丁	九年	一六、八〇〇丁
五年	一五、二五〇丁	十年	二二、一〇〇丁
六年	一七、四九五丁	十二年	三〇、一〇〇丁
七年	一八、九五〇丁	十三年	三八、五〇丁
八年	二二、〇五〇丁	十五年	三七、八五〇丁

この衣桁と同時に手拭掛及び衣紋等も出来る事も記述する必要がある。

以前は警視視された衣術手拭掛等も時勢の変遷は一般旅館より普通の家庭にも必要欠くべからざるものとなり目下は嫁入道具中の備品となつた程である。年々歳々其需要を増すべき誠に有望なものである。衣術も他県に絶対に出來ぬものではない。富山県、愛知県等でも生産はあるが大規模生産と云う事は聞かぬから会津産が品位を統一し良品廉売のモットーを以て進むならば尚一層の発展は疑のない所で会津専売の稱を得るに困難ではなからう。これに就ても機械作業により得るものは其部分品と雖ども之に依つて能率を高め製品の整一を期したい。

既に諸言に於て述べた如く編述を急いだ為、其順序等前後転倒の嫌あり再版に際して之を整理すべくも茲に其功勞者を列記して本稿を終る事とする。

### 一一、会津漆器功勞者

蒲生氏郷公

英邁の資其武力秀吉を恐れしめたる程の人であるが一面産業の國家の根元なるを知つて日野碗の製法を会津に移し之を奨励して会津塗の今日に至らしめたる事は萬人の知る所である。漆器に關係ある士の既に知悉し得る所で会津漆器の祖祖として吾人の常に尊崇し忘れべからざる事である。

田中三郎兵衛氏

公の遺績亦關係業者の知悉せる所である。即ち漆樹の戸籍を改め

之が奨励力を致し産業立國の第一を漆器となし塗工、蒔絵工を招聘して之が向上を計り各地に輸出の道を立て死後尚、会津を監視する為、小田山上に墓を建てしめべく遺言したと云う程の熱烈なる至誠に会津漆器中興の祖として常に念頭に忘れ得ざる人である。

海東五兵衛

一商估として能く会津漆器の宣伝に努め販路を江戸に開拓して会津漆器を紹介したる功は没すべからざるものがあるが其詳伝を得ず誠に遺憾とする所である。其墓は七日町常光寺境内にある。

其他高瀬喜左衛門氏は白木屋号の老舗で維新前より数代連綿として漆器業に尽瘁せられつゝある功勞偉なりと云うべし。

鈴木治三郎氏

前掲木地挽機械発明の功勞者である。

新城猪之吉氏

前掲木盃、蒔絵法改革の功勞者である。

初瀬川健増氏

会津漆器の今日あるは前掲の通り歴代為政者並びに功勞者の賜ではあるが第一地方に漆木の多数ありて漆液の豊富であつた事が原因でなければならぬ。然るに維新前後困情漸く紛糾して又産業を省みるの暇なきに至つたので漆木栽培の如き念頭を失し乱伐に次ぐに乱伐となつて頃に漆液の生産を減じたのであつた。

茲に於て奮然起つたのは実に初瀬川健増氏である。嘉永四年大沼

郡小谷村に生れ代々漆役肝煎の家である關係上一層痛切に之を感じ漆の爲に其生を捧ぐべく決心して若くして吉田博士に随行して清國に渡り各地巡歴して細密なる調査を遂げ帰朝して清國漆樹栽培液採取法要覧を著し之を出版した。由来帰郷して彼此を比較研究其栽培、苗木養殖等之を地方に適する様苦心して遂に内地漆樹栽培書を前後二巻として出版発表して多大の参考書たらしめたのである。

一方乱伐の弊益々甚だしく漆木の減少一方となるのを慨して植林会社を設立して敵に乱伐を禁ずるの申合せなし幾分其弊を矯めて小康を得たのであつた。

同氏の苦心漸く中外に知れて漆に興味を有するもの続々來つて同氏の漆園を視察するに至つた。即ち和蘭公使館員レオンワンテホール氏外仏国公使館員、露国公使館員、伊太利公使館員、独逸公使館員等続々其本國政府の命を受けて來り実情を調査し、種子又は苗木を採取して本國に送つたのであつた。

又一方漆木の乱伐は全国的に行はれ漆液の減少と共に支那漆の輸入の漸増を來した。氏は之を憂い屢々政府及び議會に之が保護奨励法を請願した当時政府も多事多端として之を閉却したのであつた。氏は之に屈せず各地を視察して栽培の急務なる事を説き郷里にあつては自園を整理して種子並びに苗木の養殖に餘念がなかつた。

従つて会津漆種子の優良なる事によつて遠くは朝鮮、英領印度に

輸出され内地は石川、青森、鹿児島に輸出されるに至つた。

近時漸く農林省が漆樹につき之が栽培の必要を認め其直營地に栽培せしめ一方各地団体には官有地の無償貸付と補助金交付等の方法により栽培奨励法を施行するに至つた。

氏没後五年にして漸く其の志を酬えらるゝ道程に達した事は又以て冥すべきである。

### 会津漆器雜考終

昭和三年五月八日印刷  
昭和三年五月十日発行

(非売品)

編集兼 發行者 会津若松市七日町百八十二番地 新 城 貞

印刷者 会津若松市馬場上一之町一番地 佐 藤 八 四 郎

印刷所 会津若松市馬場上一之町一番地 丸 八 印刷所



昭和三十九年七月十八日再版印刷  
昭和三十九年七月二十日再版發行

編集兼  
發行者

会津若松市上大和町七  
新 城 猪 之 吉

印刷所

会津若松市当麻町一六  
ツノ夕孔版社